

マイナンバー制度 始まります

今年の10月、皆さんの手元に「マイナンバー」が届きます。私たちの生活に深く関わることになるマイナンバー制度について、Q&A方式で紹介します。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

①マイナンバーって何？



一人ひとり異なる12桁の数字です

複数の行政機関などで管理している個人情報と、同一の個人であると確認するために一人ひとりに付番される12桁の数字です。

マイナンバーを使った情報連携によって「所得」や「行政サービスの受給状況」などを正確に把握

することが可能となり、よりきめ細やかな行政サービスを提供するとともに、給付金などの不正受給を防止することができます。また、年金や福祉などの申請手続きに必要な書類が減ります。

②どうやって届くの？

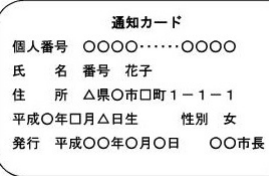


10月以降に簡易書留で届きます

10月から順次、住民票の住所にマイナンバーが記載された紙の「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で届きます(市内に住民票のある外国人住民の人も対象)。

マイナンバーは一生使う大切なものです。マイナンバーの利用時や、「個人番号カード(=④参照)」

を取得する際に必要となりますので、「通知カード」は大切に保管してください。



通知カードデザイン案

③いつから使うの？



来年1月から税・社会保障・災害対策の行政手続きで必要になります

来年1月以降、税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障関係の書類で、マイナンバ

ーの記入が求められます。また、災害対策の分野でもマイナンバーを利用することができます。

④「個人番号カード」って何？

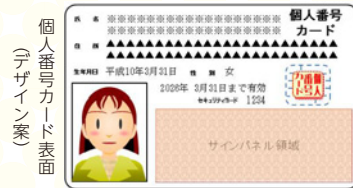


無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です

来年1月以降、希望者に対して「通知カード」と引き換えに無料で交付される顔写真付きのICカード(※)です。マイナンバーの確認だけでなく、本人確認に利用できる公的身分証明

書としても使うことができます。「個人番号カード」の交付申請書は「通知カード」に同封されています。

(※)集積回路(ICチップ)を埋め込み、情報を記録できるようにしたカード



個人番号カード表(デザイン案)



個人番号カード裏(デザイン案)

⑤住基カードはどうなるの？



「個人番号カード」を持つ場合は返還しなければなりません

「個人番号カード」の交付に伴い、「住基カード」の発行は12月で終了します。ただし、現在お持ちの「住基カード」は、有効期限まで使用できま

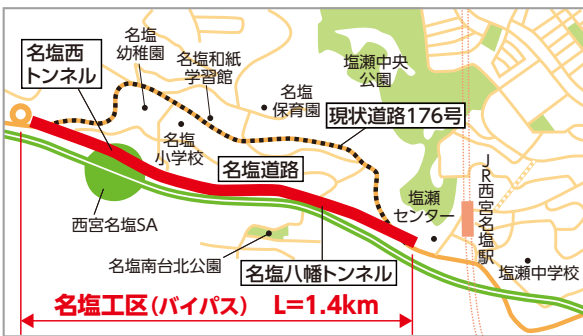
す。また、両方のカードを持つことができないため、「個人番号カード」を持つ場合は、「住基カード」を返還しなければなりません。

問 コールセンター (0570・20・0178)

土・日曜、祝日を除く午前9時半～午後5時半

詳しくは、市のホームページ(くらしの情報→社会保障・税番号制度→マイナンバー)をご覧ください。

祝 7月26日開通 国道176号名塩道路



国土交通省が直轄事業として進めている「名塩道路(西宮市山口町～宝塚市栄町)」のうち「名塩工区(塩瀬町名塩)」の1.4kmが、7月26日(日)午後2時に新たに開通します。

この開通により、交通混雑の緩和、交通事故の減少・児童の通学時の安全性の向上、沿道環境の改善が期待されます。



問 道路計画課 (0798・35・3793)

プレミアム付き商品券 7月25日～8月2日に引換を! (※一部店舗は25・26日のみ)

7月25日(土)から、西宮市プレミアム付き商品券の引換販売と取扱店舗での利用期間が始まります。商品券の引換販売・利用には期限があります。引き換え忘れや使い忘れないようご注意のうえ、市内での“プレミアム”なお買い物にご利用ください!

詳細は専用ホームページ(<http://www.p-shouhinken.com/nishinomiya/>)でご確認ください。

※この商品券を購入できるのは、事前に予約応募し、「当選通知ハガキ」が届いた人です。予約応募の受付は6月14日に終了し、当選通知ハガキは当選者宛てに7月17日に発送しています

★引換販売期間を過ぎると購入できません

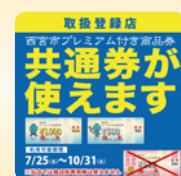
7月25日～8月2日(一部店舗は25・26日のみ)に、当選通知ハガキに記載された引換販売店舗で、当選通知ハガキと引き換えに現金でご購入ください。

引換購入したら “プレミアム”なお買い物へ!!

★利用期間は10月31日まで

引換購入した「共通券」は全ての取扱店舗で、「商店街専用券」は取扱店舗のうち、商店街・小売市場に加盟の小売店等で10月31日まで利用できます。取扱店舗は商品券購入時にお渡しするパンフレットや専用ホームページでご確認ください。また取扱店舗には目印としてステッカー=右図参照=やポスターを掲示しています。

《取扱店舗ステッカー》



問 専用コールセンター (0120・502・438)

土・日曜、祝日を除く午前10時～午後5時。7月25・26日は臨時受付